

令和2年度「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」

報告書

令和3年3月

一般財団法人 行政管理研究センター



## 前 文

(1) 昭和37(1962)年に制定された旧行政不服審査法(同年法律第160号)を全面改正した行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)は、令和3(2021)年4月をもって施行(平成28(2016)年4月1日)から5年を経過することとなる。

そして、施行後の5年間において、国及び都道府県・市町村等において、行審法の運用についての経験は着実に蓄積されてきた。

本調査研究は、総務省行政管理局の委託を受けて、一般財団法人行政管理研究センター(以下「センター」という。)が実施した「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」の結果を取りまとめたものである。実際の作業には、センターの委嘱を受けた行政法の研究者5名(以下「参画研究者」という。)とともに調査研究の受託主体であるセンターの研究員が当たった。また、総務省行政管理局の職員も、毎回の検討会にオブザーバーとして参加している。

なお、行審法の国会審議の際には、衆議院における附帯決議において、①第三者機関及び審理員についての適切な人材の確保、②審査請求すべき行政庁についての住民への十分な説明、③「再調査の請求」の制度に関する国民への十分な説明、④審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄

写についての検討が政府に要請されており、参議院における附帯決議においても、①制度の不断の見直し、②新たな行政不服審査制度を利用するに当たって必要となる情報の住民への周知、③第三者機関及び審理員についての適切な人材の確保、④審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写についての検討が要請されている。本調査においては、両院の附帯決議に留意して調査研究を実施した。

(2) 調査に際しては、以下の3つの項目について作業を行った。第1に、サンプル抽出した地方公共団体とともに、日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会に対して直接にヒアリングを実施した。第2に、地方公共団体についてはヒアリング調査よりも対象を拡大してアンケート調査を行った。ただし、調査対象については、回答の負担を考慮し、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響も勘案して、調査の信頼性を損なわないことに留意しつつ範囲を限定している。第3に、総務省行政管理局が運用している行政不服審査裁決・答申データベースにおいて公開された裁決例及び答申例について、全体の動向を把握する目的の下で第1次の文献調査を行うとともに、論点整理にあたり重要な事項について裁決例・答申例の内容を精査する第2次の文献調査を実施した。これらの調査の結果については、資料編を参照されたい。

次に、上記の作業を通じて抽出された運用見直しの論点について参画研究者が行った整理の結果を第1部に記載した。抽出された項目ごとに、5年後見直しについて、総務省にて別途、開催されることが予定されている検討会に対して報告する必要性について検討した上で、①上記検討会において法令改正について検討されるべき論点、②上記検討会において法令改正の要否を含めて検討されるべき論点、③上記検討会において行審法の運用課題として検討されるべき論点、④対応の要否を含めて検討されるべき論点に区分し、[結論]においてその判断を、[理由]においてその根拠を記載している。また、協議の結果、上記検討会において検討されるべき方向性が得られた論点については、その内容を[方向性]として記載している。

なお、ヒアリング、アンケート、文献調査の結果と作業の詳細については、資料編に詳細なデータが掲げられているので、それを参照されたい。

(3) 本調査が、上記検討会における5年後見直しの作業に資するものとなり、さらに、行審法及びその運用に関心をもつ関係者の参考となるならば、本調査研究に関与した一員として幸いである。

参画研究者を代表して

高橋 滋



# 目 次

第1部 行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理 .....	1
1. 概要 .....	1
1.1 整理の目的・方法 .....	1
1.2 検討結果の概要 .....	2
2. 簡易迅速性の確保に関する論点 .....	3
2.1 審理員の指名の迅速化（行審法9条関連） .....	3
2.2 標準審理期間の設定（行審法16条関連） .....	3
2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示（行審法18条関連） .....	4
2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示（行審法23条関連） .....	5
2.5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等（行審法24条関連） .....	6
2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等（行審法29条3項関連） .....	7
2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等（行審法29条4項関連） .....	8

2.8	口頭意見陳述の機会の付与の例外（行審法 31 条関連） .....	9
2.9	口頭意見陳述における代理人の出席制限（行審法 31 条関連） .....	10
2.10	口頭意見陳述における申立人の陳述の制限（行審法 31 条 4 項関連） .....	10
2.11	争点が共通する事案の審理員指名前の併合（行審法 39 条関連） .....	11
2.12	弁明書等が提出されない場合の請求の認容（行審法 41 条 2 項関連） .....	11
2.13	地方議会や審議会等への諮問の是非（行審法 43 条 1 項 1 号関連） .	12
2.14	審理員意見書の送付時期（行審法 43 条 3 項関連） .....	12
2.15	裁決の時期（行審法 44 条関連） .....	13
3.	公正性の向上に関する論点 .....	14
3.1	審査庁の調査権限（審査庁関係） .....	14
3.2	調査結果の書面化の義務付け等（行審法 33-36、74 条関連） .....	14
3.3	第三者に対する物件提出等の義務付け（行審法 33、74 条関連） .....	16
3.4	審理員による争点整理等（行審法 37 条関連） .....	16

3.5	口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写（行審法 38、78 条関連） .....	17
3.6	職権による提出書類等の交付（行審法 38、78 条関連） .....	17
3.7	審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化（行審法 42、50、79 条関連） .....	18
3.8	裁決書の審査会への送付（行審法 51 条関連） .....	19
3.9	審査会の調査対象に処分庁を明記（行審法 74 条関連） .....	20
3.10	答申書への職権調査事項の記載の義務付け等（行審法 78 条関連） ..	21
3.11	裁決の公表の義務付け等（行審法 85 条関連） .....	21
3.12	審査庁に対する事案に関する情報提供の義務付け等（処分庁関連） ..	22
4.	国民の利便性の向上に関する論点 .....	23
4.1	審査請求期間の更なる延長（行審法 18 条関連） .....	23
4.2	オンラインによる審査請求（行審法 19 条関連） .....	23
4.3	執行停止に関する手続の整備等（行審法 25、82 条関連） .....	24
4.4	オンラインによる口頭意見陳述の促進（行審法 31 条関連） .....	24
4.5	不服申立てに関する教示の徹底（行審法 82 条関連） .....	25

4.6	個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供（行審法 84 条 関連） .....	25
4.7	審査請求人に対する士業団体等の紹介（行審法 84 条関連） .....	26
5.	その他の論点 .....	27
5.1	非開示情報の閲覧・謄写（行審法 38 条関連） .....	27
5.2	審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否（行審法 43 条 1 項関連） .....	28
5.3	全部認容相当や却下相当の場合の諮問の可否（行審法 43 条 1 項関 連） .....	28
5.4	義務付け裁決の在り方（行審法 46 条 2 項関連） .....	29
5.5	裁決書の個人情報等の秘匿（行審法 51 条関連） .....	30
5.6	答申の対象（行審法 79 条関連） .....	30
5.7	審査会に提出された書類等の審査庁への送付（行審法 79 条関連） ..	31
5.8	付言への応答義務（行政の適正な運用の確保関連） .....	32
5.9	データベースの充実化（体制整備関連） .....	33

5.10	審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上（体制整備関連） .....	34
5.11	審査会・審理員事務の委託等の促進（体制整備関連） .....	35
5.12	制度の国民への周知.....	36
5.13	審査請求先に関する特則の導入 .....	37
5.14	不当性審査の在り方.....	37
第2部	関連条文.....	39
1.	行政不服審査法.....	39
2.	行政不服審査施行令 .....	70
3.	行政不服審査法施行規則.....	82
4.	行政不服審査法に対する附帯決議（第186回国会閣法第70号） .....	85
	【衆議院】 .....	85
	【参議院】 .....	85



# 第1部 行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理

## 1. 概要

### 1.1 整理の目的・方法

本調査研究は、行審法附則6条のいわゆる「5年後見直し」に向けた論点整理を行うことを目的とするものである。

論点整理にあたり、①本調査研究の一環として把握した制度改善に向けた意見・要望（資料編4及び5参照）、②過去に実施されたセンター主催の行政不服審査交流会に寄せられた意見・要望、③平成26年改正法に関する施行状況調査の結果から議論を行うべき論点を整理し、これらの論点のうち、改正法施行5年後見直しのために総務省にて別途、開催されることが予定されている検討会（以下「本会」という。）において取り上げるべきか否か、という観点から論点の抽出を行った。

論点の整理にあたっては、改正後の行政不服審査制度は「簡易迅速かつ公正な手続」（1条）であることが求められていることや、平成26年改正の際に「公正性及び利便性の向上」がその法改正の目的として挙げられたことに鑑み、抽出された論点を、目的別に（1）簡易迅速性の確保、（2）公正性の向上、（3）国民の利便性の向上、（4）その他に分類し（目的が重複する論点についても、便宜上、

(1)～(4)のいずれかに分類している。)、行審法の条文の順に従って、それぞれ①背景、②本検討会の結論、③検討の方向性又は理由について簡潔に記載し、また、個別意見があったものについては、④意見として記載した。さらに、参画研究者(座長を除く。)において補足説明が必要と判断した論点については、末尾に参画研究者の責任において補足説明を付している。

なお、5年後見直しに向けて検討の必要性が乏しいと考えられるものであっても、多くの団体から要請や提案がなされている論点や、制度の在り方に関わる重要な論点については、本会において対応の可否を含めて検討されたいとの趣旨から論点として抽出することとした。

## 1.2 検討結果の概要

本検討会における論点整理にあたり、まず、事務局において、上記の観点から、71の論点案を抽出した。次に、これらについて本検討会において検討を行い、18の論点については検討の必要性がないと判断した。さらに、9の論点については共通する他の論点と統合し、その上で、参画研究者から4の論点が追加されたことにより、48の論点を本会へ報告することとした。

そして、これらの論点について上記のとおり分類した結果、(1)簡易迅速性の確保に関する論点が15、(2)公正性の向上に関する論点が12、(3)国民の利便性

の向上に関する論点が7、(4)その他の論点が14となった。そのうち、本検討会において方向性を提示するに至ったものは29であり、運用改善の必要があると判断したものが25、法令改正の要否を含めて検討する必要があると判断したものが4であった。各論点の内容と判断については、以下を参照されたい。

## 2. 簡易迅速性の確保に関する論点

### 2.1 審理員の指名の迅速化（行審法9条関連）

- ①論 点：審理員の指名までに数か月を要する事例が見受けられることから、審理員を「速やかに」指名する旨の規定を導入すべきではないか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。
- ④個別意見：法令改正の要否を含めて検討されたい、との意見もあった。

### 2.2 標準審理期間の設定（行審法16条関連）

- ①論 点：現状、少なくない団体において標準審理期間が未設定（一部未設定を含む。）であり、設定の促進をするべきではないか。（設定を努力義務で

はなく義務付けるべきではないかという提案（士業団体）や、類型別の標準審理期間の設定が可能であることが必ずしも明らかでないことが、設定が進まない要因となっているのではないか、という指摘がなされている。）

②結論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：改正法施行後に審査請求の実績がある類型について設定を促すことや、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル」（以下単に「マニュアル」という。）等に一部の類型のみ標準審理期間を設定することが可能であることを明記してはどうか。

④個別意見：正当な理由がない限り設定を義務とするなど、法令改正を含めて検討してもよいのではないか、という意見もあった。

#### 補足説明

事前に標準審理期間を設定することが困難な場合があるとしても、実際に審査請求がされた後に審査の進行状況、裁決の時期の見通しを示すことは十分に可能であり、かつ、必要である。行審法 84 条でカバーすることが難しいとすれば、行政手続法 9 条 1 項のような規定を設けることも考えられよう。

（大江 裕幸）

### 2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示（行審法18条関連）

①論点：「正当な理由」の有無について判断が難しく検討に時間を要するため、具体例を示してはどうか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

#### 補足説明

「正当な理由」に言及している答申・裁決の中では、全体的な傾向として、審査請求期間の教示の誤りないし懈怠がないかという観点に着目し、「正当な理由」の有無について判断を行うものが目立った。裁決・答申データベースに掲載されている答申のうち、「正当な理由」を認めた答申4件中2件も、この観点に着目している。  
(宮森 征司)

#### 2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示（行審法23条関連）

①論 点：審査請求書の補正に時間を要することから、補正が不要なケースについて、具体的に例示してはどうか。

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：簡易迅速性の確保の観点から、審査請求書の記載事項に不足があったとしても、審査請求が不適法であることが明らかである場合（「審査請求の趣旨及び理由」（行審法19条2項4号）の記載から明らかな場合）など、審査庁が判断をするにあたり支障がなく、かつ、補正をしなくても審査請求人の不利にならないものについては、補正を命じる必要がない旨をマニュアル等に記載してはどうか。

④個別意見：行審法 23 条（「補正すべきことを命じなければならない」）の改正を含めて検討してもよいのではないか、という意見もあった。

#### 補足説明

上記③のほか、例えば、処分のあった日から 3 月以内に審査請求がなされた場合の「審査請求に係る処分……があったことを知った日」（行審法 19 条 2 項 3 号）や、審査請求をした行政庁に誤りがなく、審査請求期間の徒過も認められない場合の「処分庁の教示の有無及びその内容」（同項 5 号）については、特段の事情がない限り、補正を命じる必要はないと考えられる。

また、審査請求人が特段の主張なく処分の見直しを求めているような場合には、審査請求人の主張が審査請求書に明確に記載されていなくても、補正を求めることなく職権で処分の要件充足性や妥当性について審理・判断すれば足りるケースもあり得るのではないかと。（田中 良弘）

## 2.5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等（行審法24条関連）

①論 点：同一人からの大量請求事案や同一の争点に関する繰返し請求事案が

全体の処理の遅延を招いているため、このような請求を却下できる規定の導入や権利濫用等により却下できるケースを明確化してはどうか。

②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

③理 由：制度の在り方そのものに関わる事項であり、5 年後見直しの範囲を

超えるように思われるが、多くの団体からの要請があることから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。

### 補足説明

行政不服審査制度において想定される大量請求事案には様々なケースが考えられること等を踏まえつつ、情報公開分野における情報公開請求権の濫用への対応の議論等も参考にしながら、却下できる場合を類型化することの必要性及び妥当性などについて、慎重な検討が求められるのではないかと。  
(宮森 征司)

## 2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等(行審法29条3項関連)

- ①論 点：審査請求人の主張に反論するのみで、処分の根拠法令や要件充足性等について記載されていない弁明書が散見され、審理員や審査会が質問等により確認する必要性が生じ、審理の遅延を招いているため、処分の要件充足性等の記載が必須であることを法令やガイドライン等に明記してはどうか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、弁明書に処分の要件充足性等を記載する必要があることを明記するとともに、審理員が弁明書の提出を求める際に処分の要件充足性について記載するよう処分庁に求めることを推奨してはどうか。
- ④個別意見：行政手続法 35 条 2 項を参考に、法令改正を含めて検討すべきではないかとの意見もあった。

### 補足説明

本調査研究において実施したヒアリング等を通じて、弁明書の出来不出来がその後の審理の迅速性、充実性の鍵を握っているという印象を強く受けた。弁明書の記載事項、弁明書とあわせて提出すべき証拠書類（審査基準、処分基準等）を法定することも含め、弁明書の充実のための方策を検討する必要がある。（大江 裕幸）

## 2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等（行審法29条4項関連）

### ①論 点：処分庁が処分の要件充足性等に関する証拠書類や処分基準を自ら提出しないため、審理員や審査会において提出を求める必要が生じ、審理の

遅延を招いていることから、かかる証拠書類等については弁明書への添付

を義務付けてはどうか。（士業団体からの提案あり。）

### ②結 論：運用改善について検討する必要がある。

### ③方向性：マニュアル等において、弁明書提出時に処分の要件充足性等に関する

証拠書類や当該処分に係る処分基準を添付する必要があることを明記

するとともに、審理員が弁明書の提出を求める際に必要な証拠書類や処分

基準を提出するよう処分庁に求めることを推奨してはどうか。

### ④個別意見：法令改正を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

また、処分庁に対する啓発や研修の提供といった体制整備の問題としても

検討すべきではないか、という意見もあった。

### 補足説明

民事訴訟規則 80 条は、答弁書に、①「立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載」（1 項）すること、②「立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付」（2 項）することを原則として義務付けている。また、同規則 137 条は、書証に関し、③立証趣旨等を記載した証拠説明書を提出することを原則として義務付けている。

弁明書についても、上記の規定を参考に、処分の要件充足性の記載や、それを立証するための証拠書類の添付等について、法令により義務付けることを含めて検討してもよいのではないか。 (田中 良弘)

## 2.8 口頭意見陳述の機会の付与の例外（行審法31条関連）

①論 点：情報公開条例に基づく処分に対する審査請求については口頭意見陳

述の機会を付与する必要があるが、情報公開法に基づく処分に対する審査

請求については必要ないことから、条例に特別の定めがある場合には、情

報公開条例に基づく処分に対する審査請求についても口頭意見陳述の機

会を付与しなくてもよいよう法改正してはどうか。

②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

③理 由：条例に基づく処分であり、すべての地方公共団体において一律に口

頭意見陳述が不要とはいえないが、このような要請があることを論点とし

て本会に伝える必要がある。

## 2.9 口頭意見陳述における代理人の出席制限（行審法31条関連）

- ①論 点：多数の代理人が選任されるケースにおいて、代理人の出席を制限できないため、代理人の出席人数の制限を可能にしてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

## 2.10 口頭意見陳述における申立人の陳述の制限（行審法31条4項関連）

- ①論 点：申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい内容の陳述を続ける場合であっても、運用上、制限をすることが難しいため、マニュアル等において、陳述を制限できるケースを例示してはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、陳述を制限できるケース（意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等）について、より具体的に例示してはどうか。
- ④個別意見：マニュアル等において、口頭意見陳述の冒頭で申立人に陳述時間

を告げることや、机上に時計を置くなどの運用上の工夫により対応している団体があることを紹介してはどうか、という意見もあった。

## 2.11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合（行審法39条関連）

①論 点：国が処分基準を改定した際などに争点が共通する事案が大量に請求され審査庁の負担となっていることから、このような事案については手続の一括処理のために審理員指名前の併合ができるようにしてはどうか。

②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

③理 由：審理員が公正・中立な立場から併合・分離についても判断するという制度の在り方そのものに関わる事項であり、5年後見直しの範囲を超えるように思われるが、国と地方との関係に関わる論点でもあることから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。

## 2.12 弁明書等が提出されない場合の請求の認容（行審法41条2項関連）

①論 点：処分庁から弁明書等が提出されない場合、行審法41条2項に請求を認容できる旨を明記すべきではないか。（土業団体からの提案あり。）（処分庁の主張・立証がなされないことを理由に本当に請求を認容してよいの

か判断が難しい、という意見も寄せられている。)

②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

③理 由：行審法41条2項の趣旨を含めて検討する必要があることから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。

## 2.13 地方議会や審議会等への諮問の是非（行審法43条1項1号関連）

①論 点：行審法43条1項1号に該当する場合であっても、金額が僅少な事案や法律専門家に諮問したほうが妥当である事案については、地方議会や審議会等ではなく行政不服審査会に諮問することを許容する仕組みを導入してはどうか。

②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

③理 由：地方自治制度に関わる事項であり、また、他の法令の制度に関わる事項であることから、5年後見直しの範囲を超えるが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

## 2.14 審理員意見書の送付時期（行審法43条3項関連）

①論 点：審理員意見書提出後、行政不服審査会等への諮問までに長期間を要

するケースがあり、その間、審査請求人等に審理員意見書が送付されないことから、審理員意見書の送付は提出後「速やかに」なされるよう法律改正すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：諮問を迅速に行うことで対応可能であり、実態及び長期化要因を把握した上で、速やかに諮問を行う運用となるよう、マニュアル等に対応策を記載してはどうか。

## 2.15 裁決の時期（行審法44条関連）

①論 点：審理員意見書の提出又は答申の後、審査庁が裁決をするまでの間に長期間を要する事例があることから、現行の「遅滞なく」を「速やかに」に法律改正すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：実態及び長期化要因を把握した上で、遅滞なく裁決を行う運用となるよう、マニュアル等に対応策を記載してはどうか。

### 3. 公正性の向上に関する論点

#### 3.1 審査庁の調査権限（審査庁関係）

- ①論 点：審査庁の調査権限に関する規定がなく、審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になる場合や、「現時点で棄却すべきでない」旨の答申がなされた場合に、対応が困難であるため、審査庁の調査権限を認めるか、一定の場合には審理員を再指名することができるようにしてはどうか。
- ②結 論：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：平成26年改正の趣旨を踏まえつつ、法令改正を含めて審査庁の調査権限について検討すべきではないか。
- ④個別意見：審査庁には当然調査権限があるとも考えるのではないかと、という意見もあった。

#### 3.2 調査結果の書面化の義務付け等（行審法33-36、74条関連）

- ①論 点：口頭意見陳述の結果や審理員又は審査会による調査の結果の書面化に関する規定がないことから、どのような場合にどの程度の書面化をすべきか、また、書面化した結果について職権により閲覧・謄写を認めることや当事者に職権交付することが許されるか、明確にしてはどうか。

特に、職権調査事項については恣意的な運用がなされる懸念があることから、職権調査の結果の書面化と当事者への職権交付を義務付けるべきではないか。(土業団体からの提案あり。)

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：マニュアル等において、いかなる場合に書面化をし、当事者に通知

して職権による閲覧・謄写を認めるべきか又は職権により交付すべきかについて、基準を示してはどうか。また、調査結果の義務付けについては、一律に書面化を義務付ける必要まではないと考えられるが、恣意的な運用がなされる懸念が示されており、公正性に深く関わる論点であることから、本会において対応の要否を含めて検討されたい。

④個別意見：職権調査事項の書面化については、簡易迅速性の確保と審査請求

人の利益を勘案して慎重に検討する必要がある、という意見もあった。

#### 補足説明

口頭意見陳述や審理員又は審査会による調査の結果が審理員意見書や答申の判断の基礎となっている場合、その内容が書面化されていなければ、審査会や審査庁において当該判断の当否について検証することができないため、判断の基礎となる内容については、書面化した上で、審査会や審査庁に送付すべきではないか（論点5.7も参照）。

また、書面化したもののうち、特に重要と認められるものについては、不意打ち防止の観点から、当事者に職権で交付し、当該結果について意見を述べる機会を保障すべきではないか（論点3.5も参照）。（田中 良弘）

### 3.3 第三者に対する物件提出等の義務付け（行審法33、74条関連）

①論 点：第三者に物件の提出等を求めても、「根拠がないため本人の同意がないと提出できない」として提出を拒まれるケースがあることから、提出を義務付けてはどうか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：他の行政調査との整合性や訴訟手続との関係も問題となるため、5年後見直しの範囲を超えると考えられるが、複数の団体から要請があったことから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

### 3.4 審理員による争点整理等（行審法37条関連）

①論 点：審理員の争点整理や難解な争点に対する判断が不十分であり、審理員が法律専門家等に照会できる制度を導入してはどうか。

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：マニュアル等に、処分の要件充足性の判断や事実認定に関する審理の在り方について記載してはどうか。

④個別意見：体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もある。

った。

### 3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写（行審法38、78条関連）

- ①論 点：口頭意見陳述や職権調査の結果については、閲覧・謄写に関する規定がないが、審理員や審査会に提出された書類や資料等と同様に閲覧・謄写を認めるべきではないか。(士業団体からの提案あり。)(附帯決議事項)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、口頭意見陳述や職権調査事項の結果について、申立人に通知した上で希望があった場合には職権による閲覧・謄写を認め、また、審理員や審査会が特に重要と判断するものについては職権で交付する、などの対応を記載してはどうか。
- ④個別意見：法令改正を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

### 3.6 職権による提出書類等の交付（行審法38、78条関連）

- ①論 点：提出書類等を職権で送付できる旨の明文規定がなく、明確化してはどうか。(一部の地方公共団体からは、職権による送付は手数料条例の潜

脱になるおそれがあるのではないか、という意見も寄せられている。) (附帯決議事項)

②結論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：マニュアル等に、職権による交付が許容される旨を明記してはどうか(現行のマニュアルは、職権による交付等が「一律に排除されるものではない」と記載)。また、手数料条例との関係について、審理員や審査会が公正な審理・審査の観点から特に必要と認めて職権で交付することは、閲覧・謄写について手数料を定めることと抵触しないことを記載してはどうか。

④その他：法令改正による明文化を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

### 3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化(行審法42、50、79条関連)

①論点：審理員意見書や答申書、裁決書において、処分の要件充足性についての判断が記載されていない事例や、処分庁が主張している一事をもって事実認定をしている事例があることから、審理員意見書や裁決書にこれらの記載を義務付けてはどうか。(土業団体からの提案あり。)

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：マニュアル等に、審査請求人の主張に関わらず処分の要件充足性については審理した上で判断を審理員意見書や答申書、裁決書に記載すべきことや、事実認定にあたっては主張と証拠を区別すべきこと及び判断の前提となる重要な事実認定の根拠となった証拠書類については審理員意見書や答申書、裁決書に明記すべきことを記載してはどうか。

④個別意見：審理員や審査会、審査庁の質の確保や能力の向上という体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

#### 補足説明

客観的に処分の要件充足性が認められるとしても、裁決書や答申書、審理員意見書に、①いかなる事実関係に基づき当該処分が要件を充足していると判断したのか、及び②当該事実関係をいかなる証拠から認定したのかが記載されていなければ、手続の公正性に疑いを抱かれるおそれがある。

また、「処分が違法に行われたと認めるに足りる証拠はない」などと記載している裁決書等も見受けられるが、弁論主義が適用される訴訟と異なり、審査請求手続においては、処分の違法性についての立証責任が審査請求人にあるかのような記載は妥当とはいえないのではないか。（田中 良弘）

### 3.8 裁決書の審査会への送付（行審法51条関連）

①論 点：裁決が公表されておらず審査会に対して送付もされないことから、

答申の結果がどうなったのか審査会が知ることができず、公正性が検証できないことから、審査会に対する裁決の送付を義務付けてはどうか。

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：公正性の担保や審査会の経験・ノウハウの蓄積の観点から、裁決書を審査会に対して職権で送付するようマニュアル等に記載してはどうか。

④個別意見：法令改正により裁決書の送付先に審査会を追加することを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

### 3.9 審査会の調査対象に処分庁を明記（行審法74条関連）

①論 点：行審法74条所定の「審査関係人」に処分庁は含まれないが、審査会による調査の多くは処分庁に対するものであることから、調査対象として処分庁を明記すべきではないか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：行審法74条所定の「適当と認める者」に処分庁が含まれることから対応が必要とはいえないが、このような提案がなされていることを論点として本会に伝える必要がある。

### 3.10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等（行審法78条関連）

- ①論 点：審査会において適正な調査審議が行われたのかが答申書の記載からは明らかでない事例があることから、公正性を担保するため、調査審議の有無と内容について答申書に記載することを義務付けてはどうか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、審査会における職権調査の有無及び内容を明記するよう記載してはどうか。
- ④個別意見：審査会の質の確保や能力の向上という体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

### 3.11 裁決の公表の義務付け等（行審法85条関連）

- ①論 点：裁決の公表をしていない団体が多く、公正性が確保できているか検証できないため、裁決についても公表を義務付けるべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、できる限り総務省の裁決・答申データベースに掲

載するなどして裁決を公表することが望ましいことを記載して公表を促してはどうか。

- ④個別意見：法令改正により公表を義務付けることを検討してもよいのではないかと、という意見もあった。

補足説明

行政運営における透明性の向上という観点から、行審法 85 条にいう「裁決等をする権限を有する行政庁」のうち、過渡的措置として、国が審査庁となるものについては、プライバシー情報等に配慮した上で、「裁決等の内容」のうち裁決に限り裁決そのものの公表を義務付けることとしてはどうか。

(折橋 洋介)

### 3.12 審査庁に対する事案に関する情報提供の義務付け等（処分庁関連）

- ①論 点：審査請求後に、処分庁が原処分を職権で取り消したり、実質的に原処分の取消に相当する新たな処分をしたりしたにもかかわらず、当該事実を審査庁に知らせないため、不適切な処理がなされるケースがあることから、審査庁に対する情報提供義務を処分庁に課すべきではないか。

- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。

- ③方向性：マニュアル等に、処分庁は審査請求後の事情変更について審査庁に情報提供をすることを記載するとともに、弁明書の提出を求める際にその

旨を処分庁に伝えることを推奨してはどうか。

#### 4. 国民の利便性の向上に関する論点

##### 4.1 審査請求期間の更なる延長（行審法18条関連）

①論 点：審査請求に先立ち情報公開請求により処分基準を入手する必要がある事案等においては、審査請求期間を3月から更に延長すべきではないか。

（土業団体からの提案あり）

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

##### 4.2 オンラインによる審査請求（行審法19条関連）

①論 点：オンラインでの審査請求を推進すべきではないか。（土業団体からの提案あり）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：現在もデジタル手続法に基づき、オンラインによる請求も可能であることから、その旨をマニュアル等に明記するとともに、土業団体を含む

国民に対して周知してはどうか。

#### 4.3 執行停止に関する手続の整備等（行審法25、82条関連）

①論 点：処分時に審査請求に関する教示に加えて執行停止に関する教示も義務

務付けるべきではないか。（士業団体からの提案あり）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：マニュアル等において、処分時に執行停止についても教示するよう

促すとともに、教示文の書式について提供してはどうか。

#### 4.4 オンラインによる口頭意見陳述の促進（行審法31条関連）

①論 点：オンラインによる口頭意見陳述を推進すべきではないか。（施行規

則1条所定の「当該審理に必要な装置が設置された場所」は出先機関を想

定しており審査請求人の自宅等は指定できないのではないかと、という懸念

が示されている。）（士業団体からの提案あり。）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：マニュアル等において、審査請求人の自宅等を指定することが可能

であることや、その際の本人確認の方法を例示してはどうか。

- ④個別意見：民間のアプリ等を利用することについては、セキュリティ上の懸念を示す意見もあった。

#### 4.5 不服申立てに関する教示の徹底（行審法82条関連）

- ①論 点： 処分庁が教示文の記載されていない書式を用いている事例があり、教示義務の履行の徹底を促すべきではないか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論： 運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性： 処分時の教示文について、マニュアル等に書式を掲載してはどうか。

#### 4.6 個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供（行審法84条関連）

- ①論 点： 審査庁に個別案件の処理状況を問い合わせても回答が得られないため、審査請求人等に対する情報提供を義務付けてはどうか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論： 運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性： マニュアル等を用いて行審法84条所定の「必要な情報」に当該案件の処理状況が含まれる旨を明記するとともに、同条の趣旨等について審査庁に周知してはどうか。また、行審法84条は「求めに応じ」と規定してい

るが、職権での情報提供を禁止する趣旨ではないことも明記してはどうか。

- ④個別意見：行審法84条の「不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ」を、「不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ又は職権で」とする法令改正を検討してもよいのではないか、という意見もあった。

#### 4.7 審査請求人に対する士業団体等の紹介（行審法84条関連）

- ①背景：審査請求人に士業団体等を紹介することが情報提供の一環として許容されることを明確にしてはどうか。（地方公共団体から、代理人を付したほうがよいと考えられる事案であっても、審査請求人を誘導することになるため士業団体を紹介することができないのではないか、という懸念が示されている。）

- ②結論：運用改善について検討する必要がある。

- ③方向性：マニュアル等において、法テラスや行政書士会を紹介することが行審法84条所定の「必要な情報の提供」に含まれる旨を明記してはどうか。

- ④意見：上記4.6④記載のとおり、行審法84条を「求めに応じ又は職権で」とする法令改正を検討してもよいのではないか、という意見もあった。

## 5. その他の論点

### 5.1 非開示情報の閲覧・謄写（行審法38条関連）

- ①論 点：情報公開請求等では開示の対象とならないものについても開示の対象となり得ることから、非開示情報に該当する情報については開示してはならない旨の規定を設けるべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：審理手続の性格から、直ちに対応が必要とまではいえないが、情報公開法や情報公開条例との整合性が問題となることから、本会において対応の可否を含めて検討されたい。
- ④個別意見：情報公開法上の不開示情報など一般的に開示すべきでない情報については不開示とすることをマニュアル等に記載してはどうか、という意見もあった（現行のマニュアルは、閲覧等を拒むことができる「正当な理由」として、個人情報保護法や個人情報保護条例の不開示事由が含まれている場合を挙げるにとどまる）。

## 5.2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否（行審法43条1項関連）

①論 点：審査庁が教育長である場合に、地方公共団体の長ではないことから、行審法43条1項の文言上、諮問先が存在しないため、改正すべきではないか。

②結 論：法令改正の可否を含めて検討する必要がある。

③方向性：平成26年の行審法改正時に想定されていなかった論点であり、法令改正により、審査庁が教育長等の場合であっても地方公共団体の長の場合と同様に諮問できるようにすべきではないか。

## 5.3 全部認容相当や却下相当の場合の諮問の可否（行審法43条1項関連）

①論 点：地方公共団体から、行審法43条1項の規定からは、1項各号に該当する場合は諮問できないのかが必ずしも明らかでないため、全部認容相当や却下相当の場合であっても念のために行政不服審査会に諮問できることを明確にしてはどうか。（行審法43条1項との抵触を懸念して、却下相当と考えている場合であっても、審査庁の意見を「棄却相当」と記載して諮問するといった手法をとっている団体もある。）

②結 論：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。

③方向性：現行法の解釈が分かれており、かつ、多くの団体から要請があることから、法令改正の要否を含めて本会において検討されたい。

④個別意見：諮問の必要がないにもかかわらず諮問することは審理の長期化を招き不適切と考えられることから慎重に検討すべきではないか、という意見もあった。

#### 5.4 義務付け裁決の在り方（行審法 46 条 2 項関連）

①論 点：調査の結果、義務付け裁決がなされた事案は少ないのが現状であり、義務付け裁決の利活用が進む手当を取るべきではないか。

②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

③理 由：対応が必要とはいえないが、調査の結果について論点として本会に伝える必要がある。

#### 補足説明

新法における目玉の一つであるこの仕組みが十分に活用されていないとすれば、その原因を明らかにする必要がある。適した事例が少ない、手続外で救済が実現されているということであればともかく、仕組みに問題があるとすれば、法改正も含めた検討が必要であろう。（大江 裕幸）

## 5.5 裁決書の個人情報等の秘匿（行審法 51 条関連）

①論 点：裁決書は審査請求人以外の者にも送付されることがあるが、その結果、情報公開請求等においては開示されない情報が第三者に開示されてしまうおそれがあるため、裁決書における個人情報の秘匿を検討すべきではないか。

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：審査請求人の氏名については法令上裁決の記載事項ではないことから、審査請求人の氏名を匿名化した裁決書もあり得ることをマニュアル等で周知してはどうか。

④個別意見：審査請求人の氏名以外についても問題となりうることから、法令改正を含めて検討してはどうか、という意見もあった。また、争訟手続であることに鑑みると、審査請求人の匿名化は困難ではないかとの考えもあり得るため、単純に匿名化を図るのではなく、いかなる対応が可能かについて更なる検討をすべきではないか、という意見もあった。

## 5.6 答申の対象（行審法 79 条関連）

①論 点：答申の対象は、処分そのものを対象とするもの、審査請求を対象と

するもの、諮問時の審査庁の意見を対象とするものに分かれており、かつ、同一の審査会においても、事案によって異なる場合があることから、統一すべきではないか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：直ちに対応が必要とはいえないが、調査の結果について論点として本会に伝える必要がある。

#### 補足説明

審査庁の諮問に応じて答申をするのが審査会の役割であるが、答申においては、審査庁の判断の妥当性を論じるもの、処分庁のした原処分の適法違法等を論じるものなどが混在している。事件によってはそうならざるを得ないものもあるかもしれないが、諮問のあり方、審査会の役割について統一的な見解を検討してはどうか。  
(折橋 洋介)

### 5.7 審査会に提出された書類等の審査庁への送付（行審法 79 条関連）

①論 点：審査会に提出された書類等については審査庁へ送付する根拠規定がないことから、行審法42条2項のように審査庁へ提出する規定を設けるべきではないか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：職権で送付することは禁止されていないと考えられるため、対応が

必要とまではいえないが、実際に送付をしていない団体もあることから、  
論点の一つとして本会に提示する必要がある。

④個別意見：マニュアル等に審査庁に送付することを明記してはどうか、という意見もあった。

#### 5.8 付言への応答義務（行政の適正な運用の確保関連）

①論 点：行政不服審査会等の答申の付言に対応がなされたのかを確認することができず、行政の適正な運用の確保について検証できないことから、付言に応答義務を課すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）

②結 論：法令改正の可否を含めて検討する必要がある。

③方向性：行審法の目的の一つである行政の適正な運用の確保に大きく関わる重要な論点である一方、不服審査型8条機関としての審査会にそのような権限を付与することが適切かについて慎重に検討する必要があるため、付言に対する処分庁の対応の在り方について、行政不服審査制度における付言の位置付けも含めて本会において検討されたい。

④個別意見：法令により付言への応答を義務付けてもよいのではないかと、という意見もあった。

### 補足説明

行政の適正な運営の確保という制度趣旨に鑑み、行政不服審査会による制度・運用改善を求める付言については、当該事件の審査庁等あるいは制度を所管する総務省に対して、対処方針等の応答義務を新たに法定してはどうか。  
(折橋 洋介)

## 5.9 データベースの充実化（体制整備関連）

- ①論 点：裁決・答申データベースに登録・掲載していない団体も多く、また、データベース自体も使いづらいため、改善すべきではないか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：多くの関係者から強い要請があることから、改善について検討する必要性は高い。国が基盤整備をすることが望ましいのではないか。
- ④個別意見：総務省データベースに完全に一元化することはできないとしても、総務省ウェブサイトにも各団体のウェブサイトの URL を掲載するなどして入口を一元化することは可能ではないかという意見もあった。また、総務省のデータベースについて、フォーマットを統一するなどの対応をすべきではないか、特に、検索を可能にするため、テキストデータのない PDF の掲載は禁止すべきではないかという意見があった。

### 補足説明

答申情報検索では、答申番号による検索機能の追加、「行政不服審査会等の名称」における限定検索機能の改良、裁決情報検索では、正確な「審査庁名」検索機能を確立すべきである（検索結果の「審査庁名」も同様）。その他、両検索通じて、答申と裁決のリンク表示、西暦だけでなく元号による期日検索機能の追加等検討してはどうか。（折橋 洋介）

## 5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上（体制整備

関連）

①論 点：審理手続や審理の内容に関して、審理員・審査会・審査庁・処分庁

の質及び能力を図るべきではないか。（附帯決議事項）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：審理員候補者や審査会委員の質の確保については、例えば、総務省

や各士業団体において審理員候補者や審査会委員の業務に関する研修を

行い、修了した者に修了証を交付するとともに、本人の同意を得た上でリ

スト化して国や地方公共団体に提供する仕組みを検討してはどうか。

審査庁や処分庁、審理員の能力の向上については、例えば、審査庁の幹

部職員に審理手続の進行管理について責任を持たせることや、上記で示さ

れた問題点（論点整理、事実認定、処分の要件充足性に関する判断、審理

員意見書や弁明書の記載等）について、総務省において研修の提供や教育

用資料の作成をすること、総務省において審理員や審査請求人に必要な情報を提供する総合的な案内所を整備すること、総務省において国や地方公共団体の事案処理についてサンプル調査をすること、などを検討してはどうか。

- ④個別意見：体制整備に関する国や地方公共団体の責務規定を設けることを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

#### 5.11 審査会・審理員事務の委託等の促進（体制整備関連）

- ①論 点：一部の地方公共団体においては、審査会事務や審理員事務について、委託・広域連合・一部事務組合を活用することで、審査会委員や審理員の質の確保や経験・ノウハウの蓄積といった課題を一定程度解消しており、このような取組みを他の地方公共団体等にも促すべきではないか。（附帯決議事項）

- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。

- ③理 由：一部の地方公共団体の取組みを参考に活用を促進することもあり得るが、地方自治制度に関わる事項であることから、対応の要否を含めて検討されたい。

- ④意見：審査会と比べ審理員の事務については委託等の活用が進んでいないことから、審理員事務の委託等が可能であることをマニュアル等で周知してはどうか、という意見もあった。

補足説明

地方自治制度一般における議論の動きも踏まえながら、人材資源の効率化やコスト軽減を考えている地方公共団体が広域連携手法の選択や形成について検討しやすくなるよう、先行事例に関する情報収集・整理、自治体間での経験共有を可能とするための措置等について、検討してはどうか。

(宮森 征司)

## 5.12 制度の国民への周知

- ①論 点：行政不服審査制度の利用自体が低調であり、また、審査請求の対象など制度について国民が十分に理解していないのではないかという懸念も示されていることから、権利救済手段として浸透を図るべきではないか。

(土業団体からの提案あり。)(附帯決議事項)

- ②結 論：総務省において審査請求人や審査請求を行うことを検討している者に必要な情報を提供する総合的な案内所を整備することなど、本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような意見が寄せられ

ていることを論点として本会に伝える必要がある。

### 5.13 審査請求先に関する特則の導入

①論 点：国が定めた審査基準が争点となる事案については、直接国に対して審査請求をすることができる規定を設けてはどうか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：直ちに対応が必要ないが、国と地方との関係に関わる論点であることから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

④個別意見：国が定めた審査基準に基づく処分であっても、個別の当てはめについて審理する必要があることから、国に対して審査請求することは制度の趣旨に沿わないのではないか、という意見もあった。また、制度の見直しではなく、地方における審理の在り方に関する論点として整理すべき、との意見もあった。

### 5.14 不当性審査の在り方

①背 景：不当性審査の在り方については、学説や実務において重要な論点となっているが、実際に不当性を肯定して処分を取り消した裁決や答申は少

ないことから、いかなる場合に不当性が問題となり得るのか、具体例を示すべきではないか。

②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。

③理 由：対応が必要とまではいえないが、調査の結果として、論点として上がったことを本会に伝える必要がある。

#### 補足説明

5年見直しを契機に、不当を理由に請求を認容した裁決を収集、類型化して参考資料として提示することで、違法と区別された不当とはどのようなものであるか（ありうるか）について制度運営に関わる者に一定の理解が共有できれば、不当性審査の充実につながるのではないか。（大江 裕幸）

## 第2部 関連条文

### 1. 行政不服審査法

(平成二十六年六月十三日)

(法律第六十八号)

第百八十六回通常国会

第二次安倍内閣

改正 平成二九年 三月三十一日法律第 四号

行政不服審査法をここに公布する。

行政不服審査法

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人(第九条—第十七条)

第二節 審査請求の手續(第十八条—第二十七条)

第三節 審理手續(第二十八条—第四十二条)

第四節 行政不服審査会等への諮問(第四十三条)

第五節 裁決(第四十四条—第五十三条)

第三章 再調査の請求(第五十四条—第六十一条)

第四章 再審査請求(第六十二条—第六十六条)

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第一款 設置及び組織(第六十七条—第七十三条)

第二款 審査会の調査審議の手續(第七十四条—第七十九条)

第三款 雑則(第八十条)

第二節 地方公共団体に置かれる機関(第八十一条)

第六章 補則(第八十二条—第八十七条)

附則

## 第一章 総則

### (目的等)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

### (処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

### (不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

### (審査請求をすべき行政庁)

第四条 審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

二 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長

三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前二号に掲げる場合を除く。) 当該

主任の大臣

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁  
(再調査の請求)

第五条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該処分につき再調査の請求をした日(第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合  
(再審査請求)

第六条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2 再審査請求は、原裁決(再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。)又は当該処分(以下「原裁決等」という。)を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

(適用除外)

第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 検査官会議で決すべきものとされている処分

- 五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
- 六 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分
- 七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分
- 八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分
- 九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分
- 十 外国人の出入国又は帰化に関する処分
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- 十二 この法律に基づく処分(第五章第一節第一款の規定に基づく処分を除く。)
- 2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

(平二九法四・一部改正)

(特別の不服申立ての制度)

第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

## 第二章 審査請求

### 第一節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条

の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
  - 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
  - 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
  - 二 審査請求人
  - 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
  - 四 審査請求人の代理人
  - 五 前二号に掲げる者であった者
  - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 七 第十三条第一項に規定する利害関係人
- 3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第二項各号(第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。)に掲げる者以外の者に限る。)に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み

替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(法人でない社団又は財団の審査請求)

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

(総代)

第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によってすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(参加人)

第十三条 利害関係人(審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

- 2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。
- 3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。
- 4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者(以下「参加人」という。)のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなった行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

- 2 審査請求人について合併又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。
- 3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

- 5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁となるべき行政庁」という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(審理員となるべき者の名簿)

第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

## 第二節 審査請求の手續

(審査請求期間)

- 第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 処分についての審査請求は、処分(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定)があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
  - 3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律(条例に基づく処分については、条例)に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審査請求に係る処分の内容
- 三 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)があったことを知った年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- 三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日
- 二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由
- 三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

(口頭による審査請求)

第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を

陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

(処分庁等を経由する審査請求)

第二十一条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

- 2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。
- 3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第二十二条 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 第一項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書(第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。)又は再調査の請求録取書(第六十一条において準用する第二十条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

- 4 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十一条において読み替えて準用する第十三条第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

(審査請求書の補正)

第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

- 2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

- 2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。
- 3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。
- 4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、

審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

- 5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。
- 6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。
- 7 執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第二十六条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

(審査請求の取下げ)

第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

- 2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

### 第三節 審理手続

(審理手続の計画的進行)

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等(以下「審理関係人」という。)並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

- 2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
  - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
- 一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
  - 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書
- 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(反論書等の提出)

第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面(第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。)を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者(以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(証拠書類等の提出)

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

- 2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
- 3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定 of 要求)

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認められる者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

- 2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯

綜<sup>そう</sup>しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

- 2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところに

より、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。)に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(審理手続の併合又は分離)

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(審理員による執行停止の意見書の提出)

第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

(審理手続の終結)

第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

- 3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時

期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書(以下「審理員意見書」という。)を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

#### 第四節 行政不服審査会等への諮問

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会)である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたもので

ある場合

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

- 2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。
- 3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人)に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

#### 第五節 裁決

(裁決の時期)

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

- 3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分(事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

- 2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

- 二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

- 3 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

- 4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

(不利益変更の禁止)

第四十八条 第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

(裁決の方式)

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- 一 主文
- 二 事案の概要
- 三 審理関係人の主張の要旨
- 四 理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。)

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間(第六十二条に規定する期間をいう。)を記載して、これらを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第五十二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分

庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

- 4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

### 第三章 再調査の請求

(再調査の請求期間)

第五十四条 再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(誤った教示をした場合の救済)

第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

- 3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)

第五十六条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分(事実上の行為を除く。)を取り消す旨の第六十条第一項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している

場合は、当該審査請求(処分(事実上の行為を除く。))の一部を取り消す旨の第五十九条第一項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあつては、その部分に限る。)が取り下げられたものとみなす。

(三月後の教示)

第五十七条 処分庁は、再調査の請求がされた日(第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

(再調査の請求の却下又は棄却の決定)

第五十八条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

(再調査の請求の認容の決定)

第五十九条 処分(事実上の行為を除く。)についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

2 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

3 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

(決定の方式)

第六十条 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

2 処分庁は、前項の決定書(再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。)に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨(却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨)並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条(第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。)、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条(第三項を除く。)、第二十六条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条(第二項を除く。)、第三十九条、第五十一条及び第五十三条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第四章 再審査請求

##### (再審査請求期間)

第六十二条 再審査請求は、原裁判があったことを知った日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再審査請求は、原裁判があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

##### (裁判書の送付)

第六十三条 第六十六条第一項において読み替えて準用する第十一条第二項に規定する審理員又は第六十六条第一項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である再審査庁(他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁(第六十六条第一項において読み替えて準用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)は、原裁判をした行政庁に対し、原裁判に係る裁判書の送付を求めるものとする。

##### (再審査請求の却下又は棄却の裁判)

第六十四条 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を却下する。

2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を棄却する。

3 再審査請求に係る原裁判(審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。)が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を棄却する。

4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁判等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁判等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合

には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(再審査請求の認容の裁決)

第六十五条 原裁決等(事実上の行為を除く。)についての再審査請求が理由がある場合(前条第三項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。

2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合(前条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十六条 第二章(第九条第三項、第十八条(第三項を除く。)、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号、第二十二條、第二十五条第二項、第二十九条(第一項を除く。)、第三十条第一項、第四十一条第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 再審査庁が前項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

## 第五章 行政不服審査会等

### 第一節 行政不服審査会

#### 第一款 設置及び組織

(設置)

第六十七条 総務省に、行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第六十八条 審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第六十九条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、

法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第七十条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七十一条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任

されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(合議体)

第七十二条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(事務局)

第七十三条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

#### 第二款 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下この款において「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の

規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

### 第三款 雑則

(政令への委任)

第八十条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第二節 地方公共団体に置かれる機関

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

- 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。

## 第六章 補則

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において「不服申立て」と総称する。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

(教示をしなかった場合の不服申立て)

第八十三条 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

- 2 第十九条(第五項第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の不服申立書について準用する。
- 3 第一項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。
- 4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。
- 5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めか

ら当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

(情報の提供)

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

(公表)

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二七年政令第三九〇号で平成二八年四月一日から施行)

(準備行為)

第二条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第六十九条第四項本

文の規定にかかわらず、九人のうち、三人は二年、六人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからハまで 略

ニ 第八条の規定(同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の二(見出しを含む。)の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。)並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四条まで、第百十八条、第二百二十四条、第二百五条、第二百二十九条から第三百三条まで、第三百三十五条並びに第三百三十六条の規定

(罰則に関する経過措置)

第百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 2. 行政不服審査施行令

(平成二十七年十一月二十六日)

(政令第三百九十一号)

改正 平成二九年 三月二三日政令第 四〇号  
同 二九年 七月二八日同 第二〇八号  
同 三〇年 一月二四日同 第七号  
同 三〇年 八月一〇日同 第二四一号  
令和 元年一二月一三日同 第一八三号  
同 二年 八月 五日同 第二三六号  
同 三年 二月一五日同 第二九号

行政不服審査法施行令をここに公布する。

### 行政不服審査法施行令

内閣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十九条第一項(同法第六十一条、第六十六条第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定並びに同法第三十七条第二項、第三十八条第四項及び第五項並びに第四十一条第三項(これらの規定を同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項第一号及び第二号、第七十八条第四項及び第五項、第八十条並びに第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

- 第一章 審査請求(第一条—第十七条)
- 第二章 再調査の請求(第十八条)
- 第三章 再審査請求(第十九条)
- 第四章 行政不服審査会(第二十条—第二十五条)
- 第五章 補則(第二十六条・第二十七条)

### 附則

#### 第一章 審査請求

#### (審理員)

第一条 審査庁は、行政不服審査法(以下「法」という。)第九条第一項の規定により二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理員が行う事務を総

括する者として指定するものとする。

- 2 審査庁は、審理員が法第九条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理員に係る同条第一項の規定による指名を取り消さなければならない。  
(法第九条第三項に規定する場合の読替え等)

第二条 法第九条第三項に規定する場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前条、第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

(代表者等の資格の証明等)

第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第二項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

- 2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁(審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員)に届け出なければならない。

- 3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第二項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「、総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

(令三政二九・一部改正)

(審査請求書の提出)

第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。

- 2 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(令元政一八三・令三政二九・一部改正)

(審査請求書の送付)

第五条 法第二十九条第一項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本(法

第二十二條第三項若しくは第四項又は第八十三條第三項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し)によってする。

(令元政一八三・一部改正)

(弁明書の提出)

第六條 弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 法第二十九條第五項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によってする。

(令元政一八三・一部改正)

(反論書等の提出)

第七條 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、法第三十條第二項に規定する意見書(次項及び第十五條において「意見書」という。)は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2 法第三十條第三項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。

(令元政一八三・一部改正)

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

第八條 審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、審理を行うことができる。

(通話者等の確認)

第九條 審理員は、法第三十七條第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(交付の求め)

第十條 法第三十八條第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第三十八條第一項に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項

二 対象書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法(次条各号に掲げる交付の方法をいう。)

三 対象書面等又は対象電磁的記録について第十四条に規定する送付による交付を求めるときは、その旨  
(交付の方法)

第十一条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

一 対象書面等の写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

(令元政一八三・一部改正)

(手数料の額等)

第十二条 法第三十八条第四項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、審査庁が定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 審査庁の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(令元政一八三・一部改正)

(手数料の減免)

第十三条 審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条及び次条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第十四条 法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

2 国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(事件記録)

第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 審査請求録取書
- 二 法第二十九条第四項各号に掲げる書面
- 三 反論書
- 四 意見書

- 五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録
  - 六 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
  - 七 法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件
- 2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。
- 一 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十六条第一項
  - 二 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十四条第二項(同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。)
  - 三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第五十五条第一項
  - 四 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第四十八条第一項
  - 五 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第一百五十六条第一項
  - 六 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二百二十六条(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十八条、砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十条第三項及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第三十五条において準用する場合を含む。)
  - 七 採石法第三十四条の五第一項
  - 八 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第七十八条第一項
  - 九 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十五条第三項
  - 十 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二十条第一項
  - 十一 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第三十九条の二第一項
  - 十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第六十三条第一項
  - 十三 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十条第一項(同法第十一条において読み替えて準用する場合を含む。)
  - 十四 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)第八十三条第一項
  - 十五 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)第三十条第一項
  - 十六 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百十九号)第六条第一項

- 十七 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百八十四条第一項
- 十八 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)第三十一条第一項
- 十九 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第二十七条第一項
- 二十 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二十六条第一項
- 二十一 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)第二十条第一項
- 二十二 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第五十九条第一項
- 二十三 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第四十四条第一項
- 二十四 電気用品安全法(昭和三十六年法律第百三十四号)第五十一条第一項
- 二十五 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第一百十条第一項
- 二十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第九十二条第一項
- 二十七 砂利採取法第三十九条第一項
- 二十八 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第三十一条第一項
- 二十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十条第一項
- 三十 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第三十八条第一項
- 三十一 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第五十条第一項
- 三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第五十一条第一項
- 三十三 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第二十二條第一項
- 三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚<sup>だんぼ</sup>の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)第四十六条第一項
- 三十五 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)第三十八条第一項
- 三十六 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一百七十一条第一項
- 三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二十八条第一項
- 三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第三十八条第

一 項

三十九 計量法(平成四年法律第五十一号)第六十四条第一項

四十 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第二十一条第一項

四十一 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第四十条第一項

3 法第四十二条第二項の規定による事件記録(審査請求書、弁明書、反論書及び意見書に限る。)の提出は、審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本によってする。

(平二九政四〇・平二九政二〇八・平三〇政七・平三〇政二四一・令元政一八三・令二政二三六・一部改正)

(審理員意見書の提出)

第十六条 審理員は、法第四十二条第二項の規定により審理員意見書を提出するときは、事件記録のほか、法第十三条第一項の許可に関する書類その他の総務省令で定める書類を審査庁に提出しなければならない。

(審議会等)

第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第四十六条の十一に規定する資格審査会
- 二 地方社会保険医療協議会
- 三 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第六十七条に規定する登録審査会
- 四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二十四条の二に規定する地方港湾審議会
- 五 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六十二条に規定する登録審査会
- 六 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十八条の四に規定する資格審査会
- 七 税理士法第四十九条の十六に規定する資格審査会
- 八 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の四に規定する土地区画整理審議会
- 九 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五条の三十七に規定する資格審査会
- 十 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十九、第四十三条及び第五十条の十四に規定する審査委員並びに同法第五十九条に規定する市街地再開発審査会

- 十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第六十条に規定する住宅街区整備審議会
- 十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百三十一条、第百六十一条及び第百七十七条に規定する審査委員並びに同法第百九十条に規定する防災街区整備審査会
- 十三 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第七十条に規定する登録審査会
- 十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第三十七条、第五十三条及び第百三十六条に規定する審査委員
- 十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第十条に規定する認証審査参与員
- 十六 郵政民営化委員会
- 十七 地方年金記録訂正審議会

- 2 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十条に規定する認証審査参与員とする。

## 第二章 再調査の請求

第十八条 第三条、第四条第二項及び第八条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(令三政二九・一部改正)

## 第三章 再審査請求

第十九条 第一章(第二条、第六条、第十五条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第十七条を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 2 再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において読み替えて準用する第一条、第十五条(第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。)及び第十六条の規定は、適用しない。

## 第四章 行政不服審査会

(議事)

第二十条 法第七十二条第一項の合議体は、これを構成する全ての委員の、同条第二項の合

議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 法第七十二条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 3 法第七十二条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第二十一条 行政不服審査会(以下「審査会」という。)は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による意見の陳述等)

第二十二条 第八条の規定は、法第七十五条第一項の規定による意見の陳述について準用する。この場合において、第八条中「審理員は」とあるのは「審査会は」と、「審理を」とあるのは「調査審議を」と、「審理関係人」とあるのは「審査関係人」と、「審理員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(提出資料の交付)

第二十三条 第十条から第十四条まで(第十二条第二項第一号及び第十四条第二項を除く。)の規定は、法第七十八条第一項の規定による交付について準用する。この場合において、第十条第一号中「第三十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同条第二号及び第三号並びに第十一条第一号中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第十二条第一項中「第三十八条第四項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」とあるのは「第七十八条第四項」と、「以下この条及び次条において」とあるのは「以下」と、同条第二項中「審査庁」とあり、並びに第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査会」と、第十四条第一項中「同条第四項の規定により納付しなければならない手数料」とあるのは「手数料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と読み替えるものとする。

(審査会の事務局長等)

第二十四条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 審査会の事務局に、課を置く。

3 前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

(審査会の調査審議の手続)

第二十五条 この政令に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 第五章 補則

(不服申立書)

第二十六条 法第八十三条第二項において法第十九条(第五項第一号及び第二号を除く。)の規定を準用する場合には、同条第一項中「審査請求は、他の法律(条例に基づく処分については、条例)に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き」とあるのは「不服申立て(第八十二条第一項に規定する不服申立てをいう。以下同じ。)は」と、同条第二項第一号中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、同項第二号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同項第三号中「審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)」とあるのは「不服申立てに係る処分」と、同項第四号及び第六号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同条第四項中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「第二項各号又は前項各号」とあるのは「第二項各号」と、同条第五項第三号中「審査請求期間」とあるのは「不服申立てをすることができる期間」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する」とあるのは「当該期間内に不服申立てをしなかったことについての」と読み替えるものとする。

2 第四条第二項の規定は、法第八十三条第一項の不服申立書について準用する。この場合において、第四条第二項中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と読み替えるものとする。

(令三政二九・一部改正)

(総務省令への委任)

第二十七条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

附 則

この政令は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年三月二三日政令第四〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二〇八号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二四日政令第七号)

この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一〇日政令第二四一号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日=平成三一年一月一日)

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年八月五日政令第二三六号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和三年二月一五日政令第二九号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

以下、別表(省略)

### 3. 行政不服審査法施行規則

(平成二十八年一月二十九日)

(総務省令第五号)

改正 令和 元年一二月一三日総務省令第六四号

行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条(同令第十八条、第十九条第一項及び第二十二條において準用する場合を含む。)、第十二条第二項第三号及び第十四条第一項(これらの規定を同令第十九条第一項及び第二十三條において準用する場合を含む。)並びに第十六条(同令第十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、行政不服審査法施行規則を次のように定める。

#### 行政不服審査法施行規則

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

第一条 行政不服審査法施行令(以下「令」という。)第八条(令第十八条及び第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する方法によって口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第九条第三項に規定する場合において処分庁等が審査庁であるときにあっては審査請求人及び参加人、再調査の請求にあっては再調査の請求人及び参加人。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審理員(法第九条第三項に規定する場合にあっては審査庁、再調査の請求にあっては処分庁、再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

#### 第二条 削除

(令元総省令六四)

(送付に要する費用の納付方法)

第三条 令第十四条第一項(令第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法

第三十八条第一項(法第六十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

(令元総省令六四・一部改正)

(審理員意見書の提出)

第四条 令第十六条(令第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録を含み、事件記録に該当するものを除く。)とする。

- 一 審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた法第十三条第一項(法第六十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。)の許可の申請その他の通知
- 二 審理員が審理関係人その他の関係人に対して行った法第十三条第一項の許可その他の通知
- 三 その他審理員が必要と認める書類

(行政不服審査会の調査審議の手続についての準用)

第五条 第一条の規定は法第七十五条第一項の規定による意見の陳述について、第三条の規定は法第七十八条第一項の規定による交付について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	第八条(令第十八条及び第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)	第二十二条において読み替えて準用する令第八条
	審理を	調査審議を
	審理関係人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第九条第三項に規定する場合において処分庁等が審査庁であるときにあつては審査請求人及び参加人、再調査の請求にあつては再調査の請求人及び参加人。以下この条において同	審査関係人

	じ。)	
	審理に	調査審議に
	審理員(法第九条第三項に規定する場合にあっては審査庁、再調査の請求にあっては処分庁、再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁)	行政不服審査会
	審理関係人ごとに	審査関係人ごとに
第三条	第十四条第一項(令第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)	第二十三条において読み替えて準用する令第十四条第一項

(令元総省令六四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日総務省令第六四号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年一二月一六日)

#### 4. 行政不服審査法に対する附帯決議（第186回国会閣法第70号）

##### 【衆議院】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 今回導入される第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利救済の実効性を担保できるようにするため、適切な人材の選任に配慮すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配慮すること。
- 二 今回の制度改正の周知の過程において、地方公共団体が行った処分について審査請求すべき行政庁を住民に十分説明すること。
- 三 今回の改正によって新たに設けられた「再調査の請求」が、処分庁が簡易に処分を見直す事後救済手続であることを国民に十分説明すること。
- 四 審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写について、審理の簡易迅速性の要請も踏まえつつ検討を行うこと。

##### 【参議院】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、行政不服審査制度については、公正で利用しやすい簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保し、国民の行政への信頼を維持するための制度であることに鑑み、客観的かつ公正な審理手続を一層充実することなどにより、制度本来の目的が最大限発揮できるよう、制度改正後の実施状況を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行うこと。
- 二、今般の制度改革に伴い、国及び地方公共団体が行った処分については、審査請求すべき行政庁等、新たな行政不服審査制度を利用するに当たって必要となる情報を、懇切・丁寧な広報活動により国民・住民に周知徹底すること。なお、再調査の請求については、処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査をすることにより、処分手続の見直しを行う事後救済手続であることを、十分説明すること。
- 三、有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体において、

各団体の実情を踏まえつつ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格段の配慮を行うこと。

四、証拠書類の閲覧・謄写については、審理手続における審査請求人の権利の拡充や透明性の向上を踏まえ、適切な主張・立証ができるよう、審理関係人又は参考人の陳述内容が記載された文書の閲覧、謄写等について、今後とも検討すること。